

徳島県選挙管理委員会告示第二十四号

徳島市選挙管理委員会及び佐那河内村選挙管理委員会から、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三項の規定により、公職の候補者等が個人演説会等に使用できる公営施設として指定していた次の施設について、指定を取り消した旨の報告があった。

令和五年三月十七日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

施設 の 名 称	所 在 地
徳島県青少年センター 大会議室	徳島市徳島町城内二番地の一
佐那河内村役場 三階ホール	名東郡佐那河内村下字中辺七一番地一